筑波山地域ジオブランド認定ガイドライン

【食料加工品】

筑波山地域ジオパークの普及・啓発及び地域活性化につながる優れた食料加工品（「料理を含む」、一次産品である農林水産物は除く）を「筑波山地域ジオブランド認定品」とするためには、以下の１～３のいずれかと４及び５の項目を満たし，認定審査会においてジオブランド認定品としてふさわしいと認められたものとする。

１．食材・素材

食材・素材については，筑波山地域６市内で生産されたものが含まれていること。

２．拠点

事業所が，筑波山地域６市内にあり，生産・製造・調理・加工等のいずれかを行っていること。

３．デザイン

筑波山地域ジオパークをイメージ出来る商品であり，そのパッケージが筑波山地域ジオパークとの関連を表現（伝える）したデザインであること。

４．ストーリー

　　　　　筑波山地域ジオパークの特徴的な地形や地質，歴史，文化，生態などとの

関連が語れる“ストーリー”性のある商品（既存商品も可）であること。

５．品質

商品価値に優れ，一定の品質を保持できる体制（材料の仕入れ手段，生産手段，販売手段，調理手段，第三者からのクレーム等への対応等）を有していること。

さらに，食品衛生法及び生産・販売・調理に関する法令に遵守され，衛生管理及び品質管理，消費者保護に細心の注意を図っていること。